

令和6年度 事業報告

会長 細 井 久 史

令和6年度の事業活動につきましては、令和5年度の定時総会で、目標として①相続登記の申請義務化への対応②裁判業務の見直し③会員間のコミュニケーションの検討④経理事務の検討を述べましたので令和5年度に引き続きこれらの活動を行いました。

相続登記の申請義務化への対応については、2月の相続登記はお済ですか月間を中心に、令和7年2月1日、2日に、本会相談会と県下8支部による相談会・市民公開講座を開催し、2月1日には、LINE 相続相談会を開催しました。2月23日には名古屋法務局・名古屋市との共催で、相続登記の義務化と空家問題に焦点を当てたセミナー「相続トークングライブ Vol. 3」を岡谷鋼機名古屋公会堂で開催し、多数の来場者にお越しいただきました。また、3月9日には、日本赤十字社愛知県支部・名古屋法務局との共催で「遺言・相続セミナー&相談会・体験会」を開催し市民の方に相続に関わる様々な方法・選択肢を説明しました。また、名古屋法務局と共同運営という形で県下の法務局において無料登記相談所を開設し増加する相続登記の相談等に対応しました。

事業については、相続・遺言に関する相談会、イベントだけではなく、9月の名古屋の久屋広場で行われた「ふるさと県人まつり」への参加、6月のレインボープライド・パレードの参加、10月のオアシス21での「消費生活フェア」に参加し、司法書士の活動の周知に努めました。また、「法の日無料相談会」も10月の法の日を中心に開催でき無事終了しました。令和7年2月には恒例となりました「親子法律教室」も開催することができ元気な子供たちの声を聞くこともできました。また、広報部の担当で今年度初の取り組みとして、名城大学で寄附講座として「司法書士と民事法—法律実務の現場から」を開設し多数の学生が受講しました。

裁判業務の取り組みとしましては、裁判事務委員会を2ケ月に一度オープン委員会として実務に沿った債務整理の講義・模擬相談等を行い、参加会員の方へ資料も含め実務的な情報提供を行いました。これらの活動をふまえて、3月1日、2日に「借金問題相談会」を総合相談センターでの面談相談と電話相談の併設という形で実施しました。また、少額の裁判を対象とした報酬の助成事業も実施しました。

会員間のコミュニケーションについては、まず、令和5年度に引き続き、新入会員の方を募集し、愛知県司法書士会で組成した「新入会員養成員会」を中心に第2期「令和会」を組織し、司法書士業務を様々な面から経験していただきました。新入会員の方も含めて中堅以上の会員の方に対しても、名古屋自由業団体による6月7日の「フレッシュマンフォーラム10」と、令和5年に久々に開催された「中堅フォーラム」も引き続き11月12日に開催され、多数の会員に参加をいただきました。名古屋自由業団体の関係では、令和7年1月26日には、名古屋市のナディアパークで「生活お困りごと相談会」が開催され多数の相談者に対応いたしました。愛知県会でみましても、10月12日には昨年に引き続きソフトボール大会を開催し、今年度は、法務局チームにも参加をいただき熱戦が繰り広げられました。令和7年3月20日には支部対抗ゴルフ

大会を開催しました。１２月７日、８日には正副支部長会をリアル開催し、会員の死亡等により突然業務ができなくなった場合の対応や事務所承継をどのようにしていくかなど「事務所の危機管理」について全員で検討しました。

経理事務の検討につきましては、プロジェクトチームを組成し、経理部・総務部・事務局を中心に検討をし、令和７年１月から日当などの源泉徴収を行うと共に日当支払いの振込化を実施しました。課題事項については現在も引き続き検討を行っております。

愛知県司法書士会の会史についてもプロジェクトチームを組成し、会員・元会員へのインタビュー、会でのできごとの整理を始めました。

また、研修所におきましても、時期に応じて、適切な新型コロナウイルス感染症対策の下、一般研修、合格者研修、新入会員セミナーを、ハイブリッド開催、WEB開催も含めて、総務部、企画部など他の部とも連携して行いました。

愛知県下での空家問題対策については、空家・相続登記促進事業対策部を中心に、空き家対策協定の締結、各市町村への協議会委員の司法書士の推薦や空家問題に対する事業についての相談会の実施などを引き続き行ってまいりました。

また、令和６年１月１日に発生しました能登半島地震に対する取り組みですが、電話相談への対応、輪島市、珠洲市、穴水町など現地への巡回・定点相談への会員派遣等を行うなど、令和５年度に引き続き、現地あるいは近辺の司法書士会、日本司法書士会連合会、全国の司法書士会・ブロック会と連絡を取り、対応に努めました。危機管理については、先ほど述べました能登半島地震の影響もあり、県下の自治体の関心が上がっており、６月には、岡崎市と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結し、１１月に岡崎市災害ケースマネジメント研修、同じく１１月に日進市の避難所開設運営訓練に参加をしました。

現在、人口減少、少子化も伴う超高齢社会の到来に伴い、経済状況や社会情勢の変化が急激に進んでいるといえます。これに対応するため、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート愛知支部と連携をして、高齢者等権利擁護対策部を中心に、高齢者等の権利擁護活動に取り組み、関係市町村と協議を継続しています。１１月には、愛知県司法書士会館においてリーガルサポート本部のメンバーも交え、リーガルサポート愛知支部と成年後見制度利用促進担当者会議が開催され、成年後見制度の利用促進のための課題点や疑問点について協議・意見交換がされました。

会館管理運営員会では会館の運営、修繕について定期的に委員会を開催し会員の皆さまに気持ちよく会館を使用していただくべく検討を行っていますが、今年度はエレベーターの不具合を解消するため、大規模なリニューアル工事を実施いたしました。工事期間中、会員の皆さまにはご協力をいただきありがとうございました。さらに次回の大規模修繕に向けて引き続き委員会活動を行っております。

近年、会員の皆さまへ提供する情報量は増加しております。現在も速報をメール配信するなど電子化の取り組みを行っているところであり、近年では業務報告について、５号様式に続き、４号様式についてもメールでの報告も可能とさせていただきました。情報提供も含めて引き続き検討を続けているところでもあります。

各事業の詳細については、各部所と委員会の報告にあるとおりであります。各部所の役員、

委員の方、事務局が的確な判断の下、各事業に対応いただいたことに感謝を申し上げます。また、会員の皆さまから、多大なご理解とご協力をいただいたことに深く感謝を申し上げます。引き続き、愛知県司法書士会の活動にご理解とさらなるご協力をお願いし全体報告とさせていただきます。

令和6年度 総務部事業報告

総務部長 三 浦 克 典

1. 品位の保持

会則第49条第2項に基づく会長から綱紀調査委員会への調査付託は7件（内、名古屋法務局からの調査委嘱は1件）あり、量定意見（会則第109条の2）は0件、注意勧告（司法書士法第61条・会則第106条）は1件、会長指導（会則第105条）は46件ありました。また、懲戒処分（司法書士法第47条・第48条）は2件でした。

会員に対する苦情は、副会長が対応しました。苦情申立件数は32件でした。その内容は、総会資料【別紙】記載のとおりです。

新入会員オリエンテーション「司法書士執務に関する法令・会則と注意点」を、2回実施しました（令和6年9月21日、令和7年3月15日）。

2. 情報の公開

ホームページ及びメールで、研修会資料、委員会作成資料等の情報提供をしました。

3. 非司法書士対策

非司法書士の調査（司法書士法施行規則第41条の2）を、法務局からの委嘱に対応し、各支部の協力を得て県内全庁で実施し、調査を行いました。

非司法書士による司法書士法違反行為を調査しました。

4. 諸規定の見直し

会則を一部改正しました。

その他会則、規則、規程の一部改正の検討、準備を行いました。

5. 福利厚生

ソフトボール大会を、令和6年10月12日開催しました。

ゴルフ大会を、令和7年3月20日支部長会と共催しました。

カレンダー、司法書士手帳を全会員に配布しました。

6. その他

司法書士業務賠償責任保険の支払い事件は2件でした。

登録調査委員会は開催されませんでした。

令和6年度 経理部事業報告

経理部長 杉 坂 美由紀

1. 全般

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）経理並びに会計書類の点検・決裁を行いました。また、適切な予算管理が行われるよう、各回の理事会へ収支計算書を提出しました。

2. 事務職員の昇給及び賞与の査定

事務職員の昇給及び賞与の査定作業を行いました。

3. 令和6年度の決算書類の作成

令和6年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の決算書類及び収支計算書の内訳表を作成しました。

4. 各支部の経理について

各支部の経理について情報共有を図り、支部長会を通じて支部収支決算書および支部収支予算書（案）の勘定科目の検討ならびに支部の経理事務について検討しました。

5. 令和7年度の予算書（案）の作成

令和7年度の一般会計及び特別会計（会館特別会計、新人研修奨学基金特別会計）の予算書（案）を作成しました。

令和6年度 企画部事業報告

企画部長 小林 由 夏

令和6年度の企画部の事業について、以下のとおり報告します。

1. 全般

司法書士は、従来からの登記業務、裁判業務に加え、その専門的知見を活かした様々な業務を取り扱うことができ、市民からもそのような業務を行うことを期待されています。そして、司法書士の業務について市民にPRしていくことは、司法書士へアクセスしやすくし、市民の権利の擁護に寄与することとなります。

企画部が行う事業は、業務の改善に関する企画、業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項です。各委員会の研究については、会員研修、支部研修、会員専用ホームページに掲載する方法等で成果を出しました。また、広報部と共同で行う市民向けセミナーへの委員の派遣及び広報部、社会事業部と共同で借金問題相談会を開催し、相談員として委員の派遣を行いました。司法書士は、国家資格者として、市民へ様々な制度を伝える役割もありますので、市民にその内容を知ってもらうことも大切です。新年度も改正法が次々と施行され、市民に向けて情報提供をする必要も増加しますので、愛知県司法書士会の各部所と協力して取り組んでいきたいと考えています。

2. 調査・研究活動等

(1) 委員会活動

今年度も、各委員会がそれぞれに定めた研究テーマに沿って調査・研究活動を行いました。一部の委員会では会員研修、支部研修への講師派遣を行い、作成した資料を会員専用ホームページで公開しました。

なお、各委員会の詳細な活動報告は、会員専用ホームページに掲載しております。

(2) 法務局との協議

名古屋法務局との法司研究会を行い、企画部通信あるいは会員専用ホームページへの掲載の方法で、会員への周知を図りました。

3. 組織・運営

(1) 研究内容の検討

市民からのニーズと愛知県司法書士会会員の方々から参考資料を求められると想定される分野について、企画部の6つの委員会で研究を行いました。

定期的を開催する企画部会においては、各委員会の研究の進捗具合を報告し、情報交換しながら、研究を進めました。

(2) 改正法への対応の検討

近年、業務に関する法改正が続いていることから、会員の方々へ法改正の情報をお知らせする取り組みを行いました。引き続き情報提供に取り組むこととします。

(3) 図書室の整備

例年どおり、必要な図書を購入し、蔵書の充実を図りました。また、委員会の研究に際して参考として購入した書籍を図書館にも備え置いています。

(4) その他

集合形式とW e b形式を併用することで、各委員の移動にかかる負担を軽減し、愛知県司法書士会館から遠方の会員も会議に参加しやすい環境が整いました。他方で、委員間での情報交換などW e b形式では補えない部分もありますので、今後も各委員会の状況や委員の意見を取り入れながら委員会運営を行いたいと考えます。

令和6年度 広報部事業報告

広報部長 三 田 委 永

広報部は、司法書士会（以下「本会」という。）が行う対外的な事業（各種相談会やセミナー、総合相談センター等）を広く市民へ周知させるための広報活動及び社会に対する司法書士制度の広報活動を担ってまいりました。また、会員の業務に資するための情報提供及び本会の事業の報告等を行い、本会と会員の連絡強化及び会員相互間の親善を図るべく会報を発行してまいりました。

司法書士制度の利用者である市民に向けては本会の公益的事業の情報を分かりやすくかつ効果的に届けることを意識し、また、関係する他部所と連携して新聞・テレビ・自治体広報・チラシなど様々な広告媒体を利用して事業の広報活動を実施してまいりました。相続登記申請義務化に関する情報を広く市民に提供する活動及び大学生に向けて司法書士の魅力を知ってもらうことで資格取得への意欲につなげる活動に重きを置きながら活動してまいりました。

1. 司法書士会事業のマスコミへの広報

司法書士会の各事業の案内、対外的 PR については、電話・FAX・メール等により各報道機関に配信したうえ、必要に応じて直接新聞社やテレビ局などへ事業の趣旨説明や案内を行いました。

2. パンフレット・チラシ等の作成、セミナー等の開催

- (1)名古屋商工会議所様と共催により「事業承継」をテーマとしたセミナーを11月に開催しました。
- (2)名古屋産業振興公社様等と共催により「事業承継」をテーマとしたセミナーを1月に開催しました。
- (3)各相談会及びイベント・セミナー等のチラシ・パンフレットの作成をいたしました。

3. 大学生向け制度広報

名城大学にて、「司法書士と民事法～法律実務の現場から」を科目名として、「民法」、「民法と不動産登記」、「会社法」、「会社法と商業登記」、「民事裁判」、「成年後見制度」、「相続に関する法律問題」、「空家・所有者不明土地問題」をテーマとした講義を実施しました。

4. 会報発行

通常号（隔月発行）については計6号及び連合会総会特集号を予定どおりに発行しました。会

員の皆さんの実務に役立つ情報提供及び会員相互の親善を促進することを意識して原稿づくりをしてまいりました。

5. 新聞名刺広告

多くの会員の皆様のご協力により、10月1日の「法の日」と2月の「相続登記はお済ですか月間」に際し、中日新聞に名刺広告を実施しました。

6. ホームページ等

- (1)各種相談会やセミナー等の開催告知の情報発信を行いました。また、相続登記促進イベント「相続トークングライブ！Vol.3～始まってますよ、相続登記の義務化！」の模様をホームページ上で公開することにあわせ、動画を閲覧できるページを新たに設けました。
- (2)相続関連情報に特化したオウンドメディア「相続のカタチ」について、相続登記申請義務化に向け、掲載する情報の充実化に努めました。市民からのアクセスが定着してきており、相続に関する情報収集の重要なツールの一つへと成長していると考えております。

7. 公式キャラクター作成

学校法人日本教育財団 名古屋モード学園様のご協力のもと、グラフィック学科の学生から公式キャラクターデザイン案を作成していただきました。会員の皆様からの投票の結果、「ほっぴー」が投票数1位となり、今年度以降はこの「ほっぴー」を使用して主に若年者層をターゲットとした制度広報を行っていきたいと考えております。

8. 他部所・他団体との連携事業

- (1)令和6年10月、名古屋法務局が発出する「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」についての通知に、相談窓口の案内チラシを同封しました。
- (2)令和6年1月、名古屋自由業団体連絡協議会の「生活お困りごと無料相談会」が開催され、社会事業部と連携して相談会を実施しました。

9. 対外交流活動

加盟団体である名古屋自由業団体連絡協議会の主幹会として当番会及び定例会へ出席し事業の企画立案を行いました。「大学生のための資格業ガイダンス」（名古屋大学、愛知大学、愛知学院大学）、「中堅フォーラム」、「生活お困りごと無料相談会」を開催しました。

令和6年度 社会事業部事業報告

社会事業部長 青 木 康 人

1. 相談体制の充実

(1) 令和6年4月よりはじまった相続登記の申請義務化は、さまざまなメディアで取り上げられたこともあり、これまで放置されていたものも含め相続に関する相談が多く寄せられました。総合相談センターを中心に、また、法務局と協力して愛知県内6か所（本局・春日井・津島・一宮・半田・刈谷）の法務局において「名古屋法務局・愛知県司法書士会無料登記相談所」を開設し対応しました。

2月11日には、司法書士へのアクセス向上を目指し、昨年度に続きテキストチャットを利用した「LINE相続相談会」を開催し、11件の相談を受け付けました。昨年度は回答するまでに時間を要することもあったので、今年度は新たな試みとして生成AIを利用して一部の回答を作成してみました。相続登記に必要な書類についての質問など一般的なものについては、かなり正確に回答が一瞬のうちに作成されます。今後は司法書士業務においても生成AIは重要なツールになり得ると感じました。

また、総合相談センターが実施する登記・相続電話ガイド及び面談相談である定例相談会から、各司法書士事務所を紹介する割合も昨年度より増加しており、相談で終わることなく、解決に結びつけることは一定程度できたと考えます。しかし、不動産を含む遺産分割に関する相談事案については調停センターを積極的に紹介しましたが、申立件数の増加にはつながらなかったため、今後は会員及び市民に向けて、今まで以上に積極的な周知活動が必要になると感じています。

(2) 令和6年1月1日に発生した能登半島地震を契機に、東海地方でも懸念されている南海トラフ地震をはじめとした大規模災害発生時の被災者相談業務に関して、岡崎市と協定を締結しました。また、能登半島地震の被災地に相談員を派遣するにあたり、相談員向けの研修を実施しました。

2. 人権擁護

(1) 誰もが人らしく生きていくことができる社会の実現を目指して実施している名古屋レインボープライド2024に相談ブースを出展し、セクシュアル・マイノリティの方々が抱える法的問題の解決に向けて取り組みました。

(2) 貧困の連鎖の原因のひとつである、ひとり親家庭の養育費の問題があります。その問題の解決の一助となるべく、養育費に関する相談会を開催しました。

(3) 愛知県及び名古屋市から委託を受け、多重債務問題等の法律問題に関する専門家としてゲートキーパーとなることを目的として、「若者の孤立」・「傾聴」をテーマに研修を実施しました。

3. 法教育

(1) 「ルールは、すべての人が幸せに暮らすためにある」ということをテーマに、子どもたちにルールや法律の大切さを学ぶきっかけとして、親子法律教室を開催しました。

(2) 成年年齢が引き下げられて3年が経ち、成年に達する高校生及び専門学校生を対象に消費者教育出張講座を、また高校を卒業すると原則退所しなければならない児童養護施設で生活する子どもたちのために児童養護施設での出張講座を開催し、消費者被害を防止する活動を行いました。

4. 多重債務・消費者問題

(1) 急激な物価高、社会保険料の負担増などにより経済的困窮に陥っている方が増加しています。このような方々を支援する団体が主催する相談会に相談員を派遣しました。12月には経済的困窮者支援団体と共催で相談会を開催しました。

また、生活保護申請の同行支援等を行った司法書士への助成制度を設け、助成を行いました。

(2) ギャンブル等依存症に対する問題に対し、行政機関と連携し取り組みました。愛知県精神保健福祉センターとは、あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム(A R T - G)に参加し、依存症に対する知識を深めるとともに、依存症当事者に対する債務整理の勉強会の開催し、また相談会を実施し、依存症当事者及びその家族を支援しました。

(3) また、全国クレサラ・生活再建問題被害者交流会に参加し、多重債務から派生する諸問題について会員に対し、会報で情報提供しました。

(4) 国民生活センターには貸借に関するトラブルの相談が毎年1万件以上寄せられます。その多くは退去時の原状回復費用等のトラブルで、これは貸借人と消費者である借入人の情報量の格差により生じているものです。そこで、貸借トラブル無料電話相談会を半年間実施し、貸借に関するトラブルを抱える消費者の法的救済につとめました。

令和6年度 研修所事業報告

研修所所長 田 邊 崇

研修所では、会員が司法書士としての使命及び職責を全うするため、司法書士としての倫理の保持及びその業務遂行能力の向上を図ることを目的として、以下のとおり研修の企画及び運営等の事業を行いました。

1. 組織・運営

研修所の事務を「会員研修」「新人研修」の2つに分掌し、さらに「会員研修」の担当を一般会員研修の研修テーマ企画、講師選定・依頼・打合せ及び運営を担当する「A担当」と、実践ゼミナールの研修テーマ企画、チューター選定・依頼・打合せ及び運営を担当する「B担当」とに役割を二分して、各々分担しました。

会員研修担当

副所長	田 川 丈 史 (春日井)	
所 員	丹 羽 こずえ (名古屋中央)	浅 井 健 司 (名古屋中央)
	石 田 周 (熱田・海部)	正 村 悠 記 (名古屋東)
	尾 澤 辰 弥 (西 三 河)	野 田 啓 紀 (名古屋中央)
	原 佑 太 (名古屋中央)	信 田 泰 佑 (熱田・海部)
	笹 島 孝 広 (名古屋中央)	稲 垣 香 (名古屋中央)
	片 桐 隆 司 (名古屋中央)	上 村 汀 (名古屋東)

新人研修担当

副所長	春日井 未 琴 (一 宮)	
所 員	伊 藤 彰 英 (名古屋中央)	中 瀬 雄 太 (名古屋東)
	水 野 智 之 (名古屋中央)	牧 野 美 保 (名古屋東)
	宮 崎 聡 (名古屋中央)	

2. 会員研修

(1) 単位制研修

①研修の企画及び開催

会員意識の動向に対する柔軟な対応を念頭に置きつつ、11回の集合研修及び2回のグループ研修を開催しました。

集合研修については、今年度も会場での受講とウェビナーによる受講を併用する開催方式で開催するという方針に基づいて研修運営を行ってまいりました。また、これらの収録内容については会員の必要に応じて適宜、本会ホームページ上で視聴できる常況にしております。

なお、後見業務に関する研修については例年同様、リーガルサポート愛知支部との共催により開催しております。また、これら本会主催の集合研修のほか、連合会主催研修会のインターネット配信による受信会場としても今年度は2回の運営をしました。

また、グループ研修については、後述のとおり、登録後年数の若い会員を対象としてディスカッション方式で「実践ゼミナール」を2回開催しました。

②研修会場の混雑緩和及び研修受講機会の確保

本年度も、原則として本会会場での受講とウェビナーによる受講の併用を標準した開催方式で運営を行っております。また、各支部においても容易に中継会場の設置が可能となることから、県内一部の支部においても支部研修としてウェビナー受信による中継会場の設営がなされております。

また、研修受講機会の確保の観点から、収録可能な研修会について講義の収録DVDを各支部に送付して支部研修等での利用促進を図るとともに、単位取得状況の個別発送、隔月発行の会報誌面、速報告知等を通じて、本会ホームページ上での視聴、収録DVDの貸出、日司連研修総合ポータルサイトにおけるeラーニングや研修ライブラリでの受講方法について、周知を行いました。

③研修単位の管理等

全会員に対し個別に単位取得状況の通知を1回発送するとともに、前年度に引き続き「12単位のうち8単位以上は甲類研修により取得するものとし、そのうち2単位以上は倫理研修によって取得しなければならない」とする旨の取得単位数に関する取扱い等について周知を行いました。

(2) 新入会員オリエンテーション

新規登録者を対象に、総務部と協働して次のとおり新入会員オリエンテーションを開催しました。

日 時： ①令和 6年 9月21日(土) 9:50～12:20 (参加者19名)

②令和 7年 3月15日(土) 9:50～12:20 (参加者 名)

内 容： 司法書士執務に関する法令・会則と注意点

講 師： ①三浦克典理事 ②堀田泰司理事

なお、本研修は一般会員対象の視聴研修として本会ホームページ上で視聴できる常況にしました。

(3) 実践ゼミナール

今年度も登録後間もない若手会員を対象とした「実践ゼミナール」を、研修所内で企画検討のうえ開催いたしました。

このゼミナールでは、概ね登録後年数の若い会員を対象に、不動産売買の決済業務・相続登記・会社設立・役員変更登記など司法書士業務の中でも基本的業務について、チューターの経験豊富な先輩司法書士と一緒に、業務を行っていくうえでの実務上の細かな注意点やノウハウについて、世代を超えたディスカッションを通じて先輩司法書士や同期同輩同士のネットワーク構築の場を提供することを目的としています。

今年度は、下記の日時及びテーマのとおりで、グループ研修を開催しました。

① 令和 6年 9月 14日(土) 13:30～17:30開催 (参加者25名)

テーマ 「相続」 ～これで若手も義務化の波に乗ろう！～

(チューター 稲葉雄司会員、岩田大会員、小林友子会員、花井茂樹会員、原子忠之会員)

② 令和 7年 2月 8日(土) 13:30～17:30開催 (参加者29名)

テーマ 「後見業務」

～ようこそ後見の道へ！質問歓迎！聞き放題！後見の魅力・面白さはこの人達から習え！～
(チューター 酒井健会員、櫻井亜矢子会員、鈴木順平会員、二木佳夫会員、松尾健史会員)

3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士が必ず身につけていなければならない職業倫理の保持を目的として、連合会の規則に基づいて実施するもので、全員が、登録後満3年目及び満8年目、以後5年を加えた年に参加（任意受講と区別する意図で「参加」と規定されています）しなければならない研修です。

今年度も、小まめな換気・マスク着用など新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、会場でのディスカッション研修を実施いたしました。今年度の受講対象者は286名で、令和6年9月8日（日・WEB受講方式のみ）・9月29日（日）・10月6日（日）・10月27日（日）の計4日程にわたって、その運営を担いました。

今年度対象者286名のうち、退会者を除く猶予申出者等の欠席者5名については、同要領に基づき次年度の年次制研修に参加すべき旨の連絡をおこないました。

4. 新人研修

(1) 配属フォロー研修

令和5年度司法書士試験合格者を対象に、一連の新人研修のフォローを目的として、次のとおり研修会を実施しました。

「第1回」

日 時： 令和6年4月13日（土）13：00～17：00（参加者22名）

内 容： ①本人確認と懲戒 ②債務整理

講 師： ①廣瀬成隆会員、田中近喜会員、②山県太一会員、伊藤彰英会員

「第2回」

日 時： 令和6年5月11日（土）13：00～17：00（参加者22名）

内 容： ①税務 ②成年後見 ③立会（グループ研修）

講 師： ①澤木公寛会員 ②井上聡会員 ③チューター：研修所員

「第3回」

日 時： 令和6年7月6日（土）13：00～17：00（参加者22名）

内 容： ①隣接各士業法と業務の範囲（業際） ②裁判事務 ③会務紹介

講 師： ①高山孝治会員 ②伊藤彰英会員 ③（各部所長・リーガルサポート愛知支部長）

(2) 配属研修

令和6年度司法書士試験合格者を対象にガイダンス・個別面談を行うとともに、配属指導員のもとで行われる実地研修に先立つ基礎知識にかかる集合研修（基礎編1・2）を実施しました。

「ガイダンス・個別面談」

日 時： ①令和6年12月1日（日）10：30～12：00（参加者33名）

「基礎編1」

日 時： ①令和6年12月1日（日）13：00～16：10（参加者34名）

②令和6年12月8日（土）13：00～17：30（参加者32名）

③令和 6 年12月15日（日）13：00～17：30（参加者32名）

内 容： ①司法書士入門、不動産登記（相続）②不動産登記、③商業登記、裁判実務
「基礎編2」

日 時： ①令和 7 年 2 月 1 日（土）13：00～17：00（参加者31名）

②令和 7 年 2 月 9 日（土）13：00～17：10（参加者33名）

内 容： ①マナー研修 ②戸籍の読み方実技・倫理（グループ研修）

5. その他

以上の各事業についての企画、準備、報告等及び研修単位認定等のため、全体会議5回、会員研修担当者会議3回、新人研修担当者会議3回、正副所長会議5回を開催しました。また、支部研修担当者との情報共有、意見交換等を目的とした合同会議1回を開催しました。